

奈良県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第六十三号

奈良県税条例等の一部を改正する条例

(奈良県税条例の一部改正)

第一条 奈良県税条例(昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の五の二の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改める。

第二十六条の五の三の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第一項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削る。

第三十二条第一項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同号イ中「第七十二条の二十四の七第五項各号」を「第七十二条の二十四の七第六項各号」に改め、同項第二号中「電気供給業」の下に「(次号に掲げる事業を除く。)」を加え、同項に次の一号を加える。

三 電気供給業のうち、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第二号に規定する小売電気事業(これに準ずるものとして施行規則で定めるものを含む。以下この節において「小売電気事業等」という。)及び同項第十四号に規定する発電事業(これに準ずるものとして施行規則で定めるものを含む。以下この節において「発電事業等」という。) 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる法人以外の法人 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額
イ 第一号イに掲げる法人 収入割額及び所得割額の合算額

第三十二条の四第一項中「事業の区分」を「事業税の区分」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 付加価値割 各事業年度の付加価値額
- 二 資本割 各事業年度の資本金等の額
- 三 所得割 各事業年度の所得
- 四 収入割 各事業年度の収入金額

第三十二条の四第二項中「前項第一号ア」を「前項第一号」に、「同号イ」を「同項第二号」に、「同号ウ」を「同項第三号」に、「前項第二号」を「前項第四号」に改める。

第三十三条第一項中「除く。第三項」を「除く。第四項」に改め、同項第二号中「第七十二条の二十四の七第五項」を「第七十二条の二十四の七第六項」に、「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項中「電気供給業」の下に「（小売電気事業等及び発電事業等を除く。）」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 第三十二条第一項第三号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
 - ア 各事業年度の収入金額に百分の〇・七五を乗じて得た金額
 - イ 各事業年度の付加価値額に百分の〇・三七を乗じて得た金額
 - ウ 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・一五を乗じて得た金額
 - 二 第三十二条第一項第三号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
 - ア 各事業年度の収入金額に百分の〇・七五を乗じて得た金額
 - イ 各事業年度の所得に百分の一・八五を乗じて得た金額
- 第五十六条の五第一項第一号ア(1)及び(二)、第二号ア(1)及び(二)並びに第三号ア(1)及び(二)並びにウ(1)及び(二)中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

附則第六条第一項中「令和三年度」を「令和六年度」に改める。

附則第七条の三の三及び第七条の三の四中「令和二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第八条の十三第四項第一号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同条第一項」に改め、同項第二号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同条第一項」に、「又は同条」を「又は同項」に改め、同項第三号及び同条第五項各号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第六項第一号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改め、同項第二号及び第三号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第七項中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

附則第九条第二項第二号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

附則第十一条第四項中「令和二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の二第一項中「令和二年度」を「令和五年度」に改め、同条第二項中「令和二年度」を「令和五年度」に、「第三十一条の二第二項第十二号」を「第三十一条の二第二項第十三号」に改める。

附則第十五条の四中「第三十一条の二第二項第十二号」を「第三十一条の二第二項第十三号」に改める。

(奈良県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 奈良県税条例等の一部を改正する条例（令和元年七月奈良県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、奈良県税条例第二十条の二第一項の改正規定中「に改め、同項第二号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」」を削る。

附則第一条第四号中「及び次条第三項の規定」を削る。

附則第二条第三項を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の奈良県税条例（以下「新条例」という。）第二十六条の五の二第一項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第二項に規定する申告書について適用する。

2 新条例第二十六条の五の三第一項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第二十六条の五の三第一項に規定する申告書について適用する。

(法人の事業税に関する経過措置)

第三条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。